

計画等の案の概要

名 称	しずおかこども幸せプラン				
公表するもの	しずおかこども幸せプラン (素案)				
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月25日(水)～令和7年1月22日(水)		
	無				
担当課等名	健康福祉部 こども未来局 こども未来課 電話番号054-221-2608				
総合計画における位置づけ	政策5 子どもが健やかに学び育つ社会の形成 政策6 “才徳兼備”の人づくり 政策7 誰もが活躍できる社会の実現				
審議会等の名称	静岡県こども・若者施策推進協議会				
<p>1 趣旨</p> <p>令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国が政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が同年12月に閣議決定されたことを受け、本県においても、新たにこども・若者及び子育て当事者に関する施策の新たな指針となる「しずおかこども幸せプラン」を策定する。</p> <p>「こども基本法」「こども大綱」の趣旨に則り、すべてのこども・若者を個人として尊重し、最善の利益を考慮するとともに、こども・若者をライフステージを通じて切れ目なく支援していくため「ふじのくに若い翼プラン」と「ふじさんっこ応援プラン」のもと推進してきた施策を一元的に策定する。</p>					
<p>2 骨子</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>第1章 計画策定に当たって</p> <p>第2章 計画策定の背景</p> <p>第3章 基本理念・基本方針</p> <p>第4章 こども施策の展開</p> <p>第1 ライフステージを通じた施策</p> <p>1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p> <p>2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり</p> <p>3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>4 こどもの貧困対策</p> <p>5 障害者支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</p> <p>7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p> <p>第2 ライフステージ別の施策</p> <p>(1) こどもの誕生前から幼児期まで</p> <p>1 妊娠前から妊娠期・出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保</p> <p>2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</p> <p>(2) 学童期・思春期</p> <p>1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進</p> <p>2 居場所づくり</p> </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</p> <p>4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</p> <p>5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援</p> <p>6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり</p> <p>7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援</p> <p>(3) 青年期</p> <p>1 高等教育の修学支援、高等教育の充実</p> <p>2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組</p> <p>3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</p> <p>4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</p> <p>第3 子育て当事者への支援に関する施策</p> <p>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>2 地域における子育て支援、家庭教育支援</p> <p>3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大</p> <p>第4 ひとり親家庭への支援</p> <p>第5章 こども施策を推進するために必要な事項</p> <p>第1 こども・若者の社会参画・意見反映</p> <p>第2 こども施策の共通の基盤となる取組</p> <p>第3 施策の推進体制等</p> <p>第4 数値目標(指標)の設定と進捗管理</p> <p>第5 市町との連携</p> <p>幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画資料編</p> </td> </tr> </table>				<p>第1章 計画策定に当たって</p> <p>第2章 計画策定の背景</p> <p>第3章 基本理念・基本方針</p> <p>第4章 こども施策の展開</p> <p>第1 ライフステージを通じた施策</p> <p>1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p> <p>2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり</p> <p>3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>4 こどもの貧困対策</p> <p>5 障害者支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</p> <p>7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p> <p>第2 ライフステージ別の施策</p> <p>(1) こどもの誕生前から幼児期まで</p> <p>1 妊娠前から妊娠期・出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保</p> <p>2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</p> <p>(2) 学童期・思春期</p> <p>1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進</p> <p>2 居場所づくり</p>	<p>3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</p> <p>4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</p> <p>5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援</p> <p>6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり</p> <p>7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援</p> <p>(3) 青年期</p> <p>1 高等教育の修学支援、高等教育の充実</p> <p>2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組</p> <p>3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</p> <p>4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</p> <p>第3 子育て当事者への支援に関する施策</p> <p>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>2 地域における子育て支援、家庭教育支援</p> <p>3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大</p> <p>第4 ひとり親家庭への支援</p> <p>第5章 こども施策を推進するために必要な事項</p> <p>第1 こども・若者の社会参画・意見反映</p> <p>第2 こども施策の共通の基盤となる取組</p> <p>第3 施策の推進体制等</p> <p>第4 数値目標(指標)の設定と進捗管理</p> <p>第5 市町との連携</p> <p>幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画資料編</p>
<p>第1章 計画策定に当たって</p> <p>第2章 計画策定の背景</p> <p>第3章 基本理念・基本方針</p> <p>第4章 こども施策の展開</p> <p>第1 ライフステージを通じた施策</p> <p>1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p> <p>2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり</p> <p>3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>4 こどもの貧困対策</p> <p>5 障害者支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</p> <p>7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p> <p>第2 ライフステージ別の施策</p> <p>(1) こどもの誕生前から幼児期まで</p> <p>1 妊娠前から妊娠期・出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保</p> <p>2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</p> <p>(2) 学童期・思春期</p> <p>1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進</p> <p>2 居場所づくり</p>	<p>3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</p> <p>4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</p> <p>5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援</p> <p>6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり</p> <p>7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援</p> <p>(3) 青年期</p> <p>1 高等教育の修学支援、高等教育の充実</p> <p>2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組</p> <p>3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</p> <p>4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</p> <p>第3 子育て当事者への支援に関する施策</p> <p>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>2 地域における子育て支援、家庭教育支援</p> <p>3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大</p> <p>第4 ひとり親家庭への支援</p> <p>第5章 こども施策を推進するために必要な事項</p> <p>第1 こども・若者の社会参画・意見反映</p> <p>第2 こども施策の共通の基盤となる取組</p> <p>第3 施策の推進体制等</p> <p>第4 数値目標(指標)の設定と進捗管理</p> <p>第5 市町との連携</p> <p>幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画資料編</p>				